

「公共工事の品質確保に関する法律」を 踏まえた北陸地方整備局の入札・契約について

平成30年4月

※今年度の変更点については、赤文字で記載しています。

発注金額別の入札契約方式(イメージ)

【工事】

発注金額	入札方式	総合評価落札方式 (実施イメージ)		施工体制 確認型
6.8億円	一般競争入札 (政府調達協定対象)	技術提案評価型		
3億円	【本官】 一般競争入札			
	【分任官】 一般競争入札		施工能力評価型	予定価格が 1千万円超過 (H19.4~)

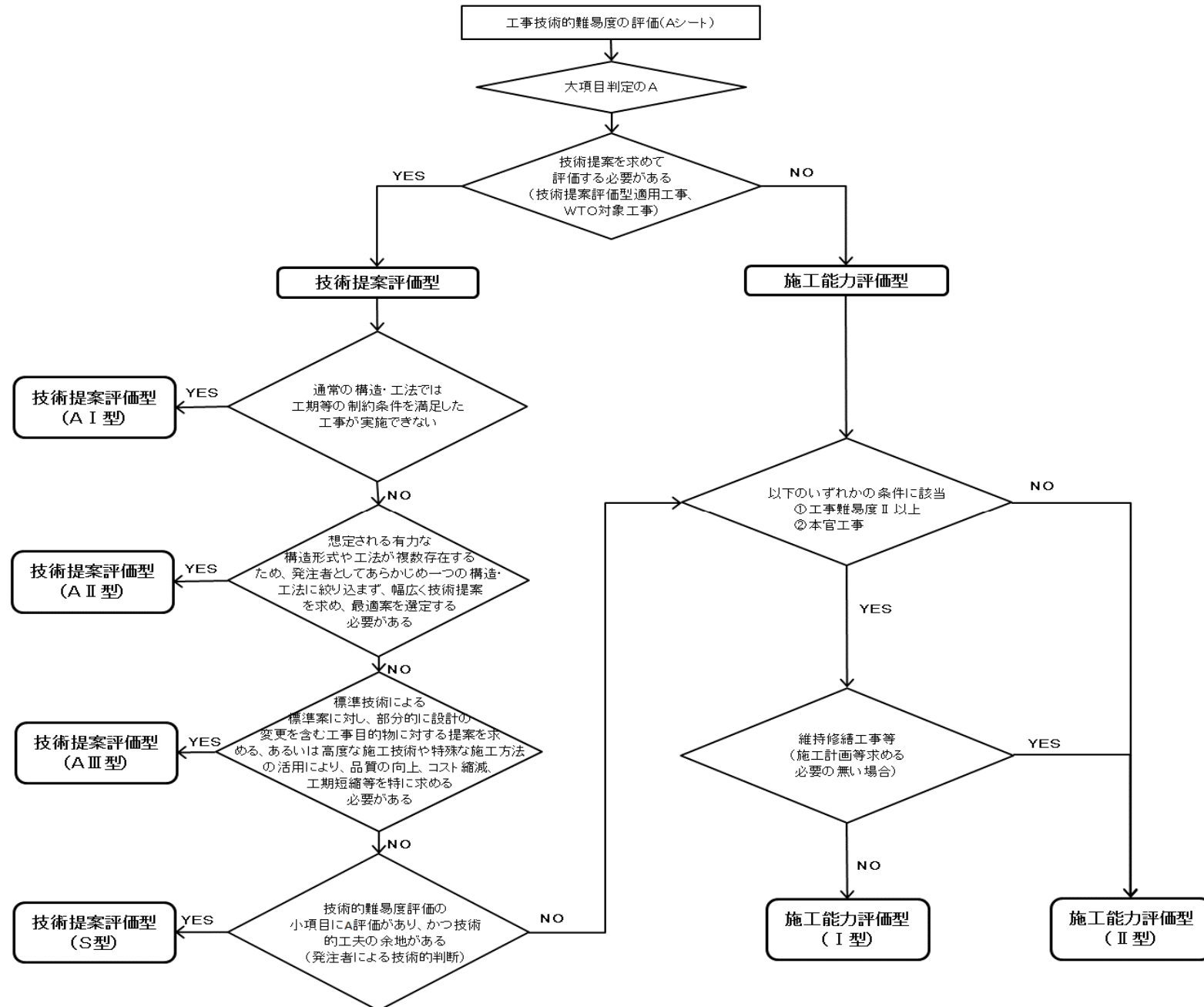
※原則、全ての工事を対象に一般競争を適用。
 災害復旧工事等で、緊急に発注しなければならない場合は除く。
 H30.4からWTO対象金額が7.4億円以上→6.8億円以上に変更

総合評価落札方式(二極化)

		施工能力評価型		技術提案評価型			
		企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容		施工計画		施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法		実績で評価	優・良・可・不可の4段階で評価(点数化)	点数化			
ヒアリング		実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
段階選抜		実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2		
予定価格		標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
		Ⅱ型	Ⅰ型	S型	AⅢ型	AⅡ型	AⅠ型
← 施工能力を評価する				← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →			

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事では試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

総合評価タイプ選定フロー



総合評価タイプ選定表 工事技術的難易度対応表

総合評価方式のタイプ選定表

工事難易度タイプ	判定	A区分有無	総合評価タイプ	備考
I	易	—	施工能力評価型II型	本官はI型
II	易	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	無し	施工能力評価型I型	大項目のB評価4個未満
	やや難	無し	施工能力評価型I型	大項目のB評価4個以上
III	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	易	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	有り	技術提案評価型S型	
IV	難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型	工事特性に応じて選定
	易	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	無し	施工能力評価型I型	
V	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型	工事特性に応じて選定
	難	有り	技術提案評価型S型	
VI	難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型	工事特性に応じて選定

区分	大項目6区分	小項目(土木)	評価基準
工事技術的難易度評価	①構造物条件	3項目	●大項目A:対象大項目に対応する各小項目にA判定が1つ以上ある場合 ●大項目B:対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。 ●大項目C:対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。
	②技術特性	2項目	
	③自然条件	5項目	
	④社会条件	7項目	
	⑤マネジメント特性	7項目	
	⑥特別考慮要因	1項目	

「難、やや難、易」の判定	大項目評価
難	・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してよい。
やや難	・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下ある。
易	・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

総合評価方式と工事区分別・工事技術的難易度対応表

事業区分	工事区分(構造物分類・構造型式・工法分類)	I	II	III	IV	V	VI
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易 II型	やや難 I型 S型	難 S型 ※			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易 I型	やや難 I型 S型	難 S型 ※		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易 I型	やや難 I型 S型	難 S型 ※	
2. 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易 II型	やや難 I型 S型	難 S型 ※			
	突堤・離岸堤		易 I型	やや難 I型 S型	難 S型 ※		
3. 砂防・地滑り	流路工、維持管理	易 II型	やや難 I型 S型	難 S型 ※			
	砂防ダム、斜面対策		易 I型	やや難 I型 S型	難 S型 ※		
4. ダム	維持管理	易 II型	やや難 I型 S型	難 S型 ※			
	転流トンネル			易 I型	やや難 I型 S型	難 S型 ※	
	堤体工				易 I型	やや難 I型 S型	難 S型 ※
5. 道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シフト、維持管理	易 II型	やや難 I型 S型	難 S型 ※			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB		易 I型	やや難 I型 S型	難 S型 ※		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易 I型	やや難 I型 S型	難 S型 ※	
6. 公園					易 I型	やや難 I型 S型	難 S型 ※
		易 II型	やや難 I型 S型	難 S型 ※			

(凡例) II型:施工能力評価型II型、I型:施工能力評価型I型、S型:技術提案評価型S型、※:工事特性に応じて技術提案評価型AIII・AII・AIから選定
(注記) 上記選定表のII型については、本官契約にかかわる工事案件はI型として取り扱うものとする。

総合評価落札方式のタイプ別評価項目、配点及び加算点

評価項目	施工能力評価型		技術提案評価型		
	Ⅱ型	I型	S型 (WTO以外)	S型 (WTO) <段階選抜>	A型
企業の施工能力等	20点	20点	15点	15点	別途「国土交通省直轄 工事における総合評価 落札方式の運用ガイド ライン」による
同種工事の施工実績	4	3	3	8	
工事成績	5	3	5	6	
WLB等認定				1	
成績優秀企業 (工事成績優秀企業、又はICT活用工事成績 優秀企業の認定の有無)	1	1	1		
優良工事表彰	2	2	2		
安全管理優良受注者表彰	1	1	1		
ICT施工技術の活用	2	2			
新技術に対する取り組み	1	1			
優良下請け表彰企業活用		(1)※	(1)※		
登録基幹技能者配置		(1)※	(1)※		
(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)		(1)※	(1)※		
地域精通度・地域貢献度	(4点)	(4点)			
地域精通度	1	1			
地域貢献度	3	3			
配置予定技術者の施工能力等	20点	20点	15点	15点	
同種工事の施工実績	8	8	6	9	
工事成績	8	8	6	6	
優良工事技術者表彰等	3	3	3		
継続教育(CPD、CPDS)の取り組み状況	1	1			
施工計画、技術提案	—	10点	30点	60点	
加算点合計	40点	50点	60点	段階選抜:30点 総合評価:60点	

注記:地域精通度・地域貢献度は、企業の施工能力等の中で評価。

※:対象工事のみ加算(対象工事により、企業の施工能力等の項目となる取組みは異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと)

評価項目(評価基準と加算点)1/9

評価の視点	評価項目	評価基準	加算点(点)				
			施工能力評価型		技術提案評価型		
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階 選抜>	A型
(1) 企業の施工能力							
	① 同種工事の施工実績						
	過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工実績	より同種性が高い施工実績(S)	4	3	8		
		同種性が認められる施工実績(A)	2		4		
		同種性が認められる施工実績(B)	0		0		
	② 工事成績						
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における過去4カ年度の工事種別と同じ工事の工事成績評定点の平均点。(小数第1位四捨五入)JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。 ※競争参加資格が「一般土木C・Dランクのみ」の場合 北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における過去4カ年度の一般土木工事の工事成績評定点の平均点(小数第1位四捨五入)、又は過去2カ年度の維持修繕工事の工事成績評定点の平均点(小数第1位四捨五入)のうち、いずれか高い方。JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。	78点以上	5	3	5		
		76点以上78点未満	4	2	4		
		74点以上76点未満	3		3		
		72点以上74点未満	2	1	2		
		70点以上72点未満	1		1		
		65点以上70点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0				
		65点未満	-5				
	上記、同種工事の施工実績とした工事のうち、国土交通省(港湾空港関係事務に関するものを除く)所掌の工事(旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む)又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における工事成績評定点。 JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。	78点以上				6	
		74点以上78点未満				3	
		74点未満又は左記発注機関以外の成績又は成績なし				0	
	③ WLB等認定						
	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定	認定を受けている				1	

注)

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)2/9

評価の視点	評価項目 評価内容	評価基準	加算点(点)							
			施工能力評価型		技術提案評価型					
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階 選抜>	A型			
	④成績優秀企業									
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における過去2カ年度(認定年度)の工事成績優秀企業、又は北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における過去2カ年度(認定年度)のICT活用工事成績優秀企業の認定を受けている場合、評価する。(なお、いずれも認定を受けている場合は、重複した評価は行わない)。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。ただし、認定を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	認定あり		1						
	⑤優良工事表彰									
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における過去2カ年度(表彰年度)の優良工事表彰の有無 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。JVで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。ただし、表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	局長表彰有り		2						
		事務長表彰有り		1						
		※局長表彰と事務所長表彰を重複表彰した場合は、局長表彰の2点のみとする。								
	⑥安全管理優良受注者表彰									
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における過去2カ年度(表彰年度)の表彰の有無 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。JVで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。ただし、表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	表彰有り		1						

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)3/9

評価の視点	評価項目	評価基準	加算点(点)						
			施工能力評価型		技術提案評価型				
	II型		I型	S型	S型 (WTO) <段階 選抜>	A型			
	⑦ICT施工技術の活用								
	<p>当該工事におけるICT施工技術の活用の有無。</p> <p>※ICT施工技術の活用は、ICT施工技術活用対象工事において、施工プロセスの全部で活用する場合は2点とする。</p>	<p>施工プロセス全部でICT施工技術を活用する場合</p> <p>①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工 ④3次元出来形管理等の施工管理 ⑤3次元データの納品</p>	2						
	⑧新技術に対する取り組み(当該工事への新技術等の適用)								
	<p>当該工事全体におけるNETIS登録技術等の使用の有無。なお、設計図書で工法が指定されている部分、新技術の採用を条件明示している工種については、提案の対象外とする。また、見積もり参考資料に記載されている新技術についても、提案の対象外とする。</p>	NETIS登録「-V」及び「-A」技術で活用による効果が見込まれる。	1						
		当該施工県認定技術を活用し、効果が見込まれる。(NETIS登録技術は評価しない)	1						
		当該工事に合致していない	0						
		複数の提案の場合は評価の高い点を加算する。							注)
	⑨優良工事における下請け表彰企業活用								
	<p>北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することは除く)が過去2ヵ年度に下請負者表彰した企業を下請負予定者(ただし、下請負金額500万円以上の契約)とすることを評価する。</p> <p>ただし、表彰を受けた翌日から申請者の提出期限までに、当該下請負業者が文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。</p> <p>※当該下請負予定者が当該工事の競争に参加(競争参加確認申請書を提出)した事実が確認された場合は、本項目に基づく加点評価の対象としないものとする。</p>	下請負予定者が表彰有り		1					

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)4/9

評価の 視点	評価項目	評価基準	加算点(点)						
			施工能力評価型		技術提案評価型				
	II型		I型	S型	S型 (WTO) <段階 選抜>	A型			
	⑩登録基幹技能者配置								
	登録基幹技能者の配置を評価する。	配置有り		1					
	⑪(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)								
	<p>【地元企業活用】(※一般土木Bランク工事に適用可能) ○○県内に本店を置く建設業の許可を有する企業(地元企業)の1次下請け総額の1次下請け合計金額に対する比率</p> <p>地元企業活用率(%)=「地元1次下請け合計金額」/「1次下請け合計金額」</p>	地元企業活用率90%以上		1					注)
	<p>【若手・女性技術者配置】 担当技術者への若手・女性技術者の配置(男性の場合は30才以下とする)を評価する。 ※資格・経験は不問とするが、当初契約工期の1/2以上、本工事に従事するものとする。</p>	配置有り		1					

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)5/9

評価の 視点	評価項目	評価基準	加算点(点)						
			施工能力評価型		技術提案評価型				
	II型		I型	S型	S型 (WTO) <段階 選抜>	A型			
	⑫地域精通度(地理的条件)								
	管内(地域内)における本店所在の有無		1						
	⑬地域貢献度(災害時等における活動実績)								
	地域貢献度【A】 〇〇地域における、過去2カ年度の災害時等における緊急復旧工事の実績、除雪作業の活動実績、又は災害対策用機械等の運営管理等の活動実績、災害時等における緊急対応を明記した協定、契約の直接締結の有無。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が実績又は協定、契約の直接締結を有していれば評価する。JVで実績又は協定、契約の直接締結を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。	国土交通省所掌の災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	3						
		国(国土交通省以外)、県、市町村及び高速道路(株)所掌の災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	2						
		国、県、市町村及び高速道路(株)所掌の災害時等の現場作業を伴う緊急調査業務の活動実績有り	2						
		北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等の現場作業を伴う災害対策用機械又は電気通信機器の運営管理、資機材運搬の活動実績有り	2						
		国土交通省と協定、契約の直接締結あり	1						
		その他	0						
	地域貢献度【B】 〇〇地域外における過去2カ年度の災害時等における緊急復旧工事の実績、除雪作業の活動実績、又は災害対策用機械等の運営管理等の活動実績。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が実績を有していれば評価する。JVで実績を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。	北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	1						
		北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等の現場作業を伴う災害対策用機械又は電気通信機器の運営管理、資機材運搬の活動実績有り	1						
		複数の活動実績があっても、【A】【B】それぞれにおいて1つのみ最も配点の高い点を加算することとし、【A】【B】の合計最大3点の加点とする。							

注)

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)6/9

評価の 視点	評価項目		加算点(点)				
	評価内容	評価基準	施工能力評価型		技術提案評価型		
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階 選抜>	A型
(2) 配置予定技術者の施工能力 (ただし、専任指導者を配置する場合には専任指導者の能力で評価する。※試行工事のみ) (複数の候補技術者の実績が提出された場合は能力評価の最低の者を評価する。)							
⑭同種工事の施工経験(地理的条件含む)と立場							
過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工経験		より同種性が高い施工実績(S)	5	4	2点×3件 =6	注)	
		同種性が認められる施工実績(A)	3	2	1点×3件 =3		
		同種性が認められる施工実績(B)	0	0	0点×3件 =0		
上記、施工経験の工事における立場		主任(監理)技術者又は現場代理人	2		1点×3件 =3		
		担当技術者	0		0点×3件 =0		
		※施工経験とした工事の工期内に複数の役職に従事している場合は、評価の低い方で評価する。また、技術者の従事すべき期間の途中から従事する場合及び途中から離任する場合は評価しない。					
上記、施工経験の工事における地域精通度		上記、施工経験の工事が〇〇内の場合	1				

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)7/9

評価の視点	評価項目	評価基準	加算点(点)							
			施工能力評価型		技術提案評価型					
			II型	I型	S型	S型(WTO) <段階 選抜>	A型			
	⑮ 工事成績									
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における6カ年度の〇〇工事の工事成績評定点 なお、評価の対象とする工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」(以下:CORINSという。)に従事技術者として登録された工事のうち、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間(30日)と後片付け期間(20日)及び工事の全部中止等で技術者の配置が不要となった期間を除いた期間」以上となる工事を対象とする。(JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。)	80点以上 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 74点以上76点未満 72点以上74点未満 70点以上72点未満 70点未満又は北陸地方整備局の成績なし	8 7 6 5 4 3 2 1 0		6 5 4					
	同種工事の施工経験と立場とした工事のうち、国土交通省(港湾空港関係事務に関するものを除く)所掌の工事(旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む)又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における工事成績評定点。 なお、評価の対象とする工事は、財団法人日本建設総合センターの「工事実績情報システム」に従事技術者として登録された工事のうち、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間(30日)と後片付け期間(20日)及び工事の全部中止等で技術者の配置が不要となった期間を除いた期間」以上となる工事を対象とする。 (A型の企業の成績は2カ年度、技術者の成績は4カ年度の平均成績)	78点以上 74点以上78点未満 74点未満又は左記発注機関以外の成績又は成績なし				2点×3 件=6 1点×3 件=3 0点×3 件=0				
	⑯ 優良工事技術者表彰及び優良工事表彰の従事技術者									
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における4カ年度(表彰年度)の優良工事技術者表彰の監理技術者又は主任技術者の有無。 および2カ年度(表彰年度)の優良工事表彰の監理技術者または主任技術者の有無。	局長表彰有り 事務所長表彰有り ※局長表彰と事務所長表彰を重複受賞した場合は、局長表彰の3点のみとする。	3 1							
	⑰ 継続教育(CPD及びCPDS)の取得状況									
	過去1カ年度の継続教育において取得した単位を登録認定団体毎の年間推奨単位で除した単位取得値の合計が1.0以上となる場合に評価する。	過去1カ年度中に単位取得値1.0以上有り	1							

注)

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)8/9

評価の 視点	評価項目		加算点(点)				
	評価内容	評価基準	施工能力評価型		技術提案評価型		
			Ⅱ型	I型	S型	S型 (WTO) <段階 選抜>	A型
(3) 施工体制評価(※ただし、技術提案評価型A型は必要に応じて適用)							
⑱品質確保の実行性							
	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合		15			
		工事の品質確保のための施工体制のほか、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合		5			
		その他		0			
⑲施工体制評価							
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合		15			注)
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合		5			
		その他		0			
施工体制確認の書類提出日数と入札無効 施工体制確認書類の提出期限から3日とする。 とともに、追加資料提出の意思のないものは「入札無効」とする。							

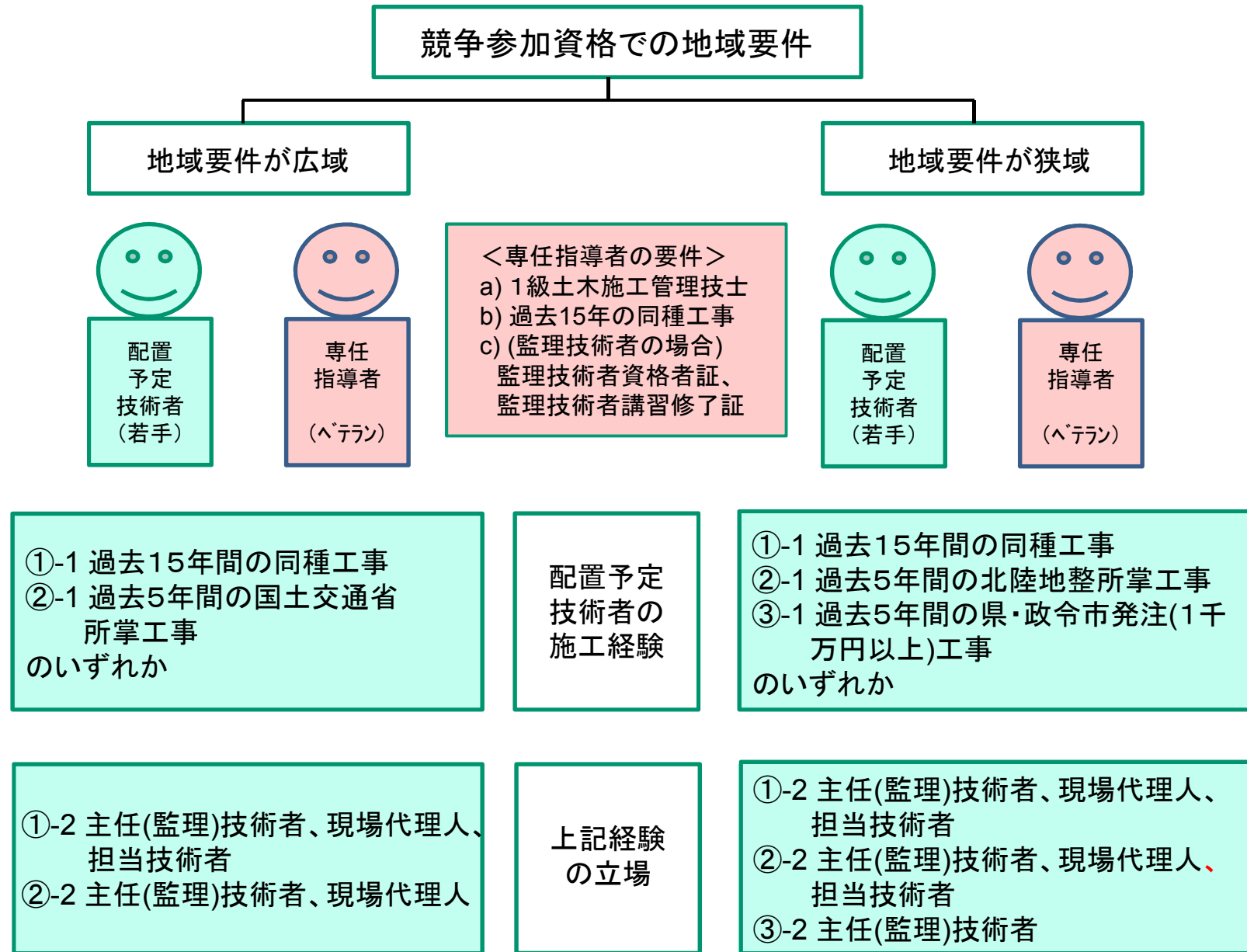
注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目(評価基準と加算点)9/9

評価の 視点	評価項目		評価基準	加算点(点)				
	評価内容			施工能力評価型		技術提案評価型		
				II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階 選抜>	A型
(4) 施工計画あるいは技術提案								
	施工能力評価型 (施工計画)	(I型)			10			
	技術提案評価型 (技術提案)	(S型)				30		
			WTO					60
		(A型)						
	WTO	ヒアリング	技術提案に対する理解度	理解度に応じて、上記技術提案毎の加算点に次の係数を乗じる。				×1.0
a: 技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。							×0.5	
b: 技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である。							×0.0	
				c: 上記以外。				

注)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

専任指導者制度(若手技術者の育成)



※通常の工事では①-1のみが必須

「ICT活用工事成績優秀企業」の認定制度の創設 (H29. 7. 20認定)

公共工事におけるICT土工の一層の利用促進と、民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、平成28年4月1日～平成29年3月31日に完成したICT活用土木工事の成績評定が優秀であって、他の模範となるものを工事成績優秀企業の認定とは別に、「ICT活用工事成績優秀企業」として認定。

当該認定優秀企業については、一般競争・総合評価落札方式の加算点として、企業の技術力評価のうち、「成績優秀企業認定」として、1点加算とする。(※工事成績評定優秀企業認定との重複加算はしない。)

評価項目	評価基準	施工能力評価型 加算点(点)	
		II型	I型
成績優秀企業			
<ul style="list-style-type: none"> ・北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における平成28年度、29年度(認定年度)の工事成績優秀企業、又は北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における平成29年度(認定年度)のICT活用工事成績優秀企業の認定を受けている場合、評価する(なお、いずれも認定を受けている場合は重複した評価は行わない。) ・JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。 ・ただし、認定を受けた翌日から申請書の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加算しない。 	工事成績優秀企業の認定あり	1	1
	ICT活用工事成績優秀企業の認定あり		
	※ 重複評価はしない。		

○認定優秀企業に対する措置の適用期間

認定優秀企業の認定有効期間は、認定した後の1年間(平成29年8月1日～平成30年7月31日)とする。

○認定優秀企業の資格失効

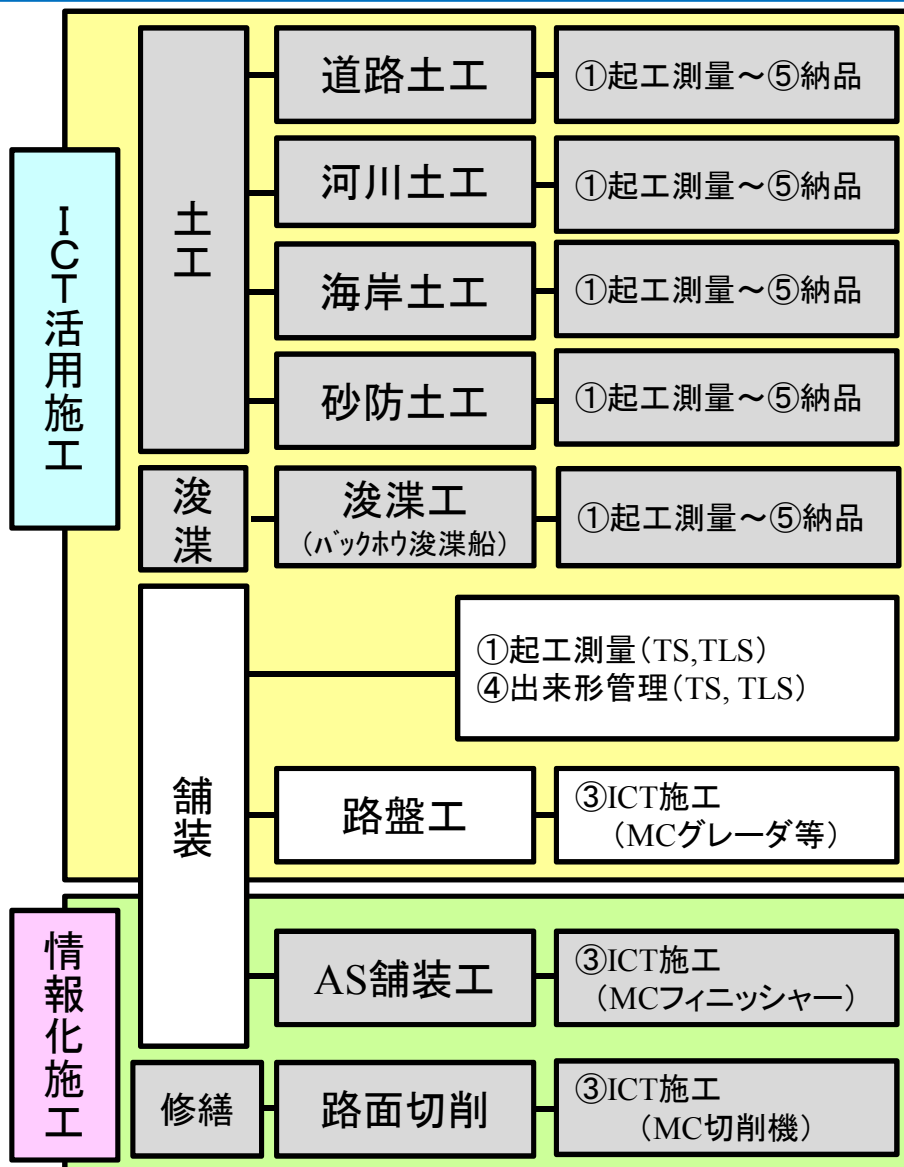
適用期間内に、以下の要件に該当する事案が発生した場合には、それ以降、ICT活用工事成績優秀企業としての資格を失効するものとする。

【資格失効の要件】

- ・北陸地方整備局等発注工事の工事成績評定で65点未満となった場合
- ・北陸地方整備局等発注工事において、文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合
- ・その他、法令遵守違反等不適切な行為により無効とすべきと判断した場合

ICT活用施工と情報化施工の区分について(H30.4より適用)

情報化施工技術については、技術の成熟度に応じて、普及促進に向けた情報化施工を実施することとする。ICT活用施工と情報化施工の区分は以下のとおり。



ICT施工技術の活用(ICT活用工事)を対象。

※以下のすべての段階で活用した場合に評価。

- ①3次元起工測量
- ②3次元設計データ作成
- ③ICT建設機械による施工
- ④3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤3次元データの納品

左記のMCフィニッシャーとMC切削機は確認段階技術であるため、情報化施工技術の活用を評価項目として設定しない。

『情報化施工技術の活用』を行う場合、評価対象。
(施工能力評価(I、II)型)

自治体実績評価型の試行

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や表彰を評価する試行工事である。
- 国の工事実績を持たない企業においては、県の工事成績を評価する。
- 比較的入札参加者の少ない一般土木C工事において適用する。

自治体実績評価型 配点对応表（施工能力評価型Ⅰ型）

評価項目		H30 施工能力評価型Ⅰ型	自治体実績活用法
企業の施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績（平均点4カ年）又は 県 工事成績（4カ年2工事平均）	-	4
	国 工事成績（平均点4カ年）	3	-
	国 成績優秀企業	1	-
	国又は県 優良工事表彰の有無（過去2カ年）	-	3
	国 優良工事表彰の有無（過去2カ年）	2	-
	国 安全管理優良受注者表彰	1	-
	ICT技術の活用	2	2
	新技術に対する取組	1	1
	優良下請け表彰企業の活用	1※	1※
	登録基幹技能者の配置	1※	1※
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1※	1※
	地域精通度	1	1
	地域貢献度	3	3
	配置予定技術者の 施工能力等	同種工事の施工経験と立場	8
国又は県 工事成績（6カ年）		8	8
優良工事技術者表彰の有無（過去2カ年）		局長、知事；3 事務所長、出先機関の長；1	局長、知事；3 事務所長、出先機関の長；1
継続教育の取組		1	1
施工計画	設定テーマ	10	10
	合計	50	50

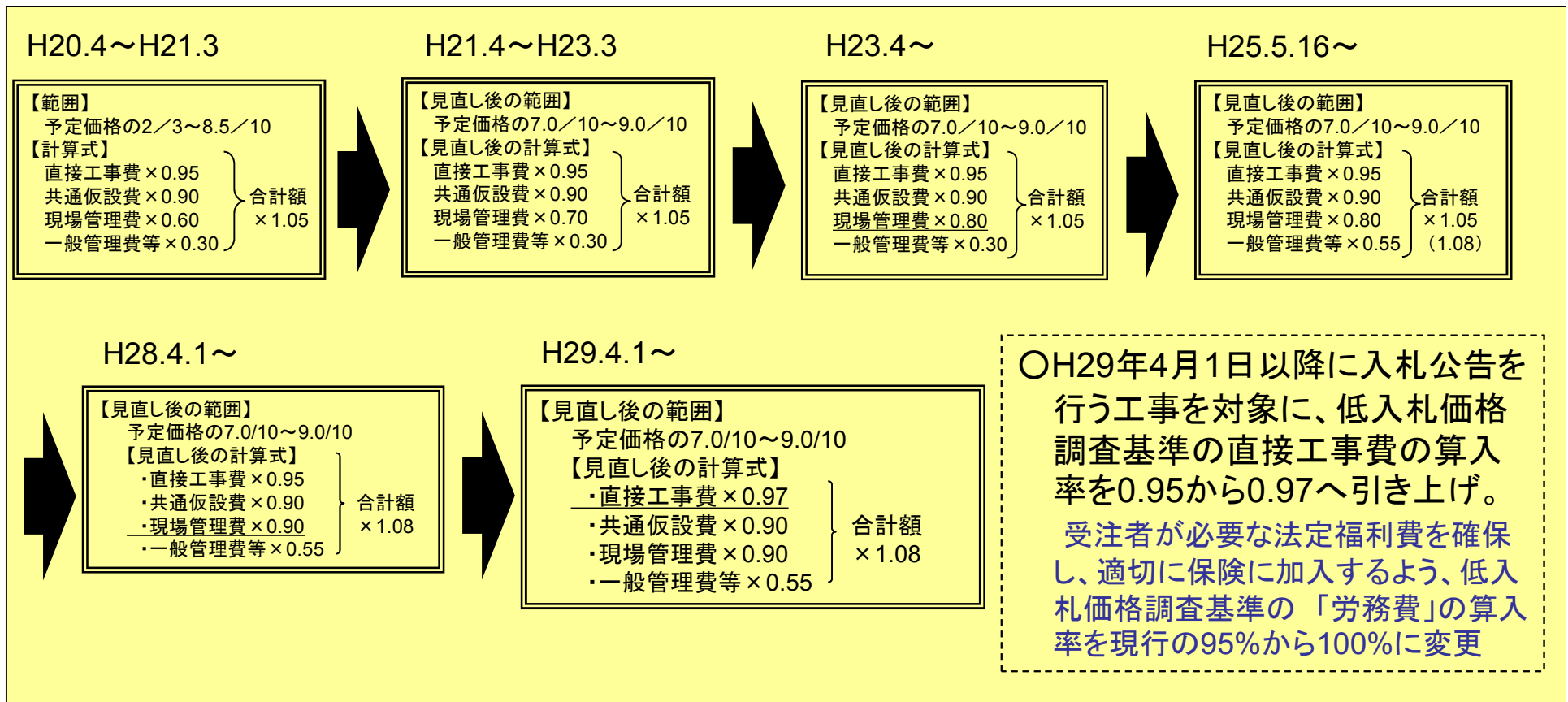
※：対象工事のみ加算（対象工事により、企業の施工能力等の項目となる取組みは異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと）

低入札調査基準価格の見直し経過

低入札価格調査基準価格：

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札調査基準価格の見直し経過



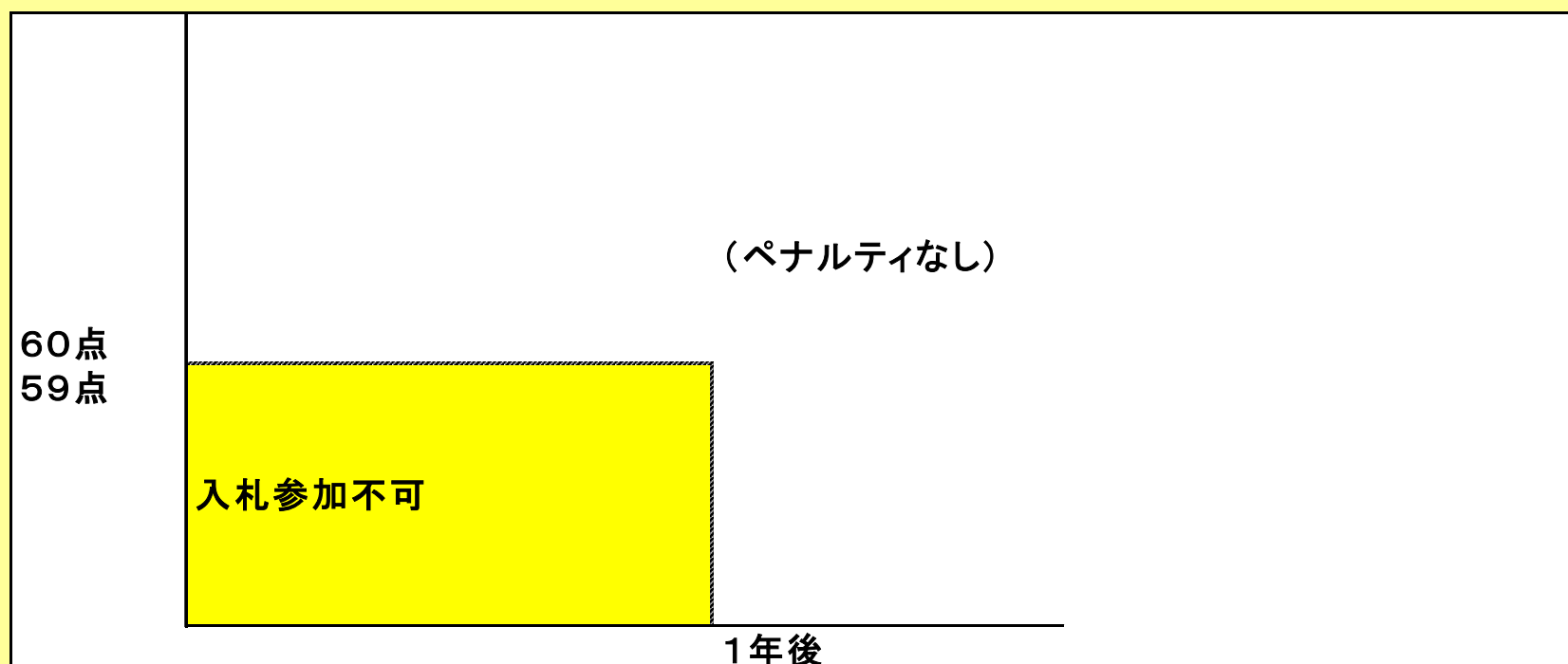
施工体制確認型における審査の考え方

価格帯	評価の手法	審査の程度
<p>低入札調査基準価格以上の入札</p> <p>予定価格の 低入札調査基準価格 70%~90%</p>	<p>30点をベースとしヒアリングの結果によつては減点</p>	<p>一般的な審査</p>
<p>低入札調査基準価格未満による低入札</p> <p>特別重点調査対象価格</p>	<p>0点をベースとしヒアリングの結果によつて加算(満点は30点)</p>	<p>重点的な審査</p>
<p>・直接工事費の75% ・共通仮設費の70% ・現場管理費の70% ・一般管理費等の30% で得た価格未満による低入札</p>	<p>0点をベースとしヒアリングの結果によつて加算(満点は30点)</p>	<p>特に重点的な審査</p>

公共工事等の品質確保の促進

・低入札工事の実績に基づく競争からの排除

低入札工事の工事成績が60点未満の者には、成績評定通知後1年間、全ての工事の入札参加を認めない。



適正な施工確保の徹底①

(1) 重点調査の実施

全ての低価格入札工事で重点調査を実施(継続)

(2) 立入調査の実施(建設業法第31条)

①北陸地方整備局の発注工事

②管内自治体の発注工事

③知事許可業者の工事の対応(自治体との連携)

(3) 工事コスト調査の内訳等の公表

北陸地方整備局ホームページで公表

適正な施工確保の徹底②

(4) 発注者の監督・検査等の強化

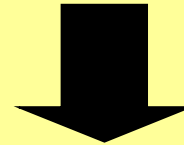
低入札価格調査対象工事となった場合

- ①「施工体制に関する点検の徹底」を図る
- ②①の結果を建設業法許可行政庁へ通知



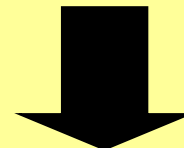
(専任の技術者の配置)

- ・主任技術者又は監理技術者と同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置(専任の配置が義務付けられている工事)



(1億円以上の工事)

- ・現場にモニターカメラを設置
- ・不可視部分の出来形のビデオ撮影



(WTO対象工事)

- ・施工管理の状況を発注者が常時監視